

I 生徒の心得

1 基本的な心得

- (1) 意欲的な学習活動をつづける力を養うこと、規則正しく自主的な生活習慣を身につけることに努める。
- (2) 乱暴な言葉や行動を慎み、集団生活の規律・秩序を守り、社会の模範になるよう努める。
- (3) 礼儀正しくして品性を高めるとともに、お互いの人格を尊重して、明るい社会人としての素養を身につけることに努める。
- (4) 校舎、校具等の公共物を大切に、学校の環境美化に努める。

2 校内生活

- (1) 教室などの整理・整頓に心掛け、ゴミのポイ捨てなど一切しない。
- (2) 決められた場所（給食室）、決められた時間（19:10～19:25）以外は飲食しない。
- (3) 貴重品は、持ってこない。仕方なく持ってきてしまった場合は、使わずに自分で管理するか、関係の先生に預ける。
- (4) 学習に必要なゲームなどは、持ってこない。
- (5) 空き時間や休み時間などでは、他の教室の授業の妨げにならないように心掛ける。
- (6) 校舎内は、学校指定の上履きを使用する。体育館シューズは体育館のみで使用する。
- (7) 登校したら下校までは無断で校外に出ない。

3 校外生活

- (1) 飲酒・喫煙・暴力や他人に迷惑をかける行為は、絶対にしない。
- (2) 深夜の外出はできるだけ避ける。
(18歳未満の生徒の夜10時以降の外出は、三重県条例により深夜徘徊。) 特に外泊するときは、行き先、帰宅時間などを保護者に告げ、了解を得る。
(*保護者と常に連絡のとれる状態にしておく。)
- (3) 通学のときだけでなく、交通事故や盗難などにあった場合はできるだけ早く学校や警察に連絡する。(*交通事故の時は必ず相手の名前、住所、連絡先を聞く。)
- (4) 近年、駅周辺での不審者による声かけや露出による被害が近くの学校でも報告されています。不審者への対応は早期対応が大切なので、すぐに学校や警察に連絡する。

4 通学・交通安全

- (1) 通学の際は、交通ルールやマナーを守り、他の車両などに十分注意しながら安全に心掛け、事故防止に努める。
- * 通学で自動車・原付バイクを使用する場合は車両通学届を必ず提出をする。
- 車両通学届を提出していない自動車・原付バイクでの通学は認めない。
- (2) 自転車、原付バイク、自動車通学者は、信号無視、並列走行、道路の斜め横断、スマホ・携帯電話を使用しながら、イヤホンで音楽を聴きながらの運転などの危険な行為は絶対にしない。
- (3) 自動二輪車の運転もしくは送迎による登下校は、安全性の問題により認めない。
- (4) 学校近くのお店や住宅の駐車場に自転車、原付バイク、自動二輪車、自動車を勝手に駐車して通学するなど他人に迷惑をかける行為を絶対にしない。
- (5) 自転車に乗るときはヘルメットを着用しましょう。

II 特別生徒指導について

次のような問題行動などがあった場合には、生徒がその行動を反省するとともに、今後の学校生活を見直す機会となるよう特別に指導や懲戒処分等を行います。その際は、保護者の方にも来校していただくことになります。

- 暴力や暴言、いじめ、恐喝や金銭強要
- 薬物乱用
- 万引き・窃盗などの犯罪行為
- 交通違反、器物破損などの法令に違反するような行為
- SNSでの誹謗中傷等
- (未成年者の)喫煙(喫煙具所持も含む)や飲酒
- 不健全娯楽施設への立ち入り
- まわりに迷惑をかける行為
- 教員の注意を聞かない態度や行動
(授業中にスマホ・携帯をさわっている等への指導拒否)
- 授業中うるさい(授業妨害)授業さぼり等
- テストの不正行為
(カンニング、携帯・スマホをさわる、携帯・スマホの音を鳴らす(バイブ音も含む))

上記以外にもルールに反する行為をした場合、特別指導を行ったり、懲戒処分を科すことがあります。